判定士名簿等	
千葉県知事	
県土整備部都市整備局宅地安全課	
千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づく判定 士の認定登録及び被災後の適切な判定活動のため	
1氏名、2住所、3電話番号、4生年月日、5勤務先、 6メールアドレス	
被災宅地危険度判定士認定登録申請書を提出した者	
本人からの申請	
含まない	
_	
(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)	
(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階	
1から3、5及び6の各項目の内容については、千葉県 被災宅地危険度判定士認定登録要綱第6条に基づき訂正 請求できる。	
□法第60条第2項第1号	
非該当	
_	
_	
_	
_	

個人情報ノアイル海寺	T		
個人情報ファイル等の名称	開発登録簿の閲覧及び写しの	交付	
実施機関の名称	千葉県知事		
	県土整備部都市整備局宅地安全	全課、印旛土木事務所、成	
個人情報ファイル等が利用に供さ	田土木事務所、香取土木事務所、海匝土木事務所、山武		
れる事務をつかさどる組織の名称	土木事務所、長生土木事務所、	、夷隅土木事務所、安房土	
	木事務所、君津土木事務所		
個人情報ファイル等の利用目的	都市計画法の適正な施行のため		
記録項目	1氏名、2住所		
記録範囲	開発登録簿の閲覧者及び写し	の交付申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請		
要配慮個人情報が含まれるとき	A++1,		
は、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)		
及び所在地	(所在地)千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階		
訂正及び利用停止に関する他の法	+-1		
令の規定による特別の手続等	なし		
	□法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	□ ::	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	☑法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ	
個人情報ファイル寺の程別 	例施行規則第2条第7項に該		
	当するファイル	イル)	
	□有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	非該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を			
受ける組織の名称及び所在地	_		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		

個人情報ノアイル海寺	1		
個人情報ファイル等の名称	違反宅地開発事業に係る指導及び処分		
実施機関の名称	千葉県知事		
	県土整備部都市整備局宅地安全	全課、印旛土木事務所、成	
個人情報ファイル等が利用に供さ	田土木事務所、香取土木事務	听、海匝土木事務所、山武	
れる事務をつかさどる組織の名称	土木事務所、長生土木事務所、	、夷隅土木事務所、安房土	
	木事務所、君津土木事務所		
個人情報ファイル等の利用目的	都市計画法に基づく開発行為の適正化のため		
記録項目	1氏名、2住所		
記録範囲	違反宅地開発事業の実施者及	び土地所有者	
記録情報の収集方法	市町村からの報告、登記事項	証明書	
要配慮個人情報が含まれるとき			
は、その旨	ロ か な い '		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)		
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階		
訂正及び利用停止に関する他の法	なし		
令の規定による特別の手続等	<b>な</b> じ		
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	│ │ □法第60条第2項第2号	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	一	
個人情報ファイル寺の怪別	例施行規則第2条第7項に該	イル)	
	当するファイル	1 10)	
	☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	非該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を			
受ける組織の名称及び所在地	_		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		

個人情報ノアイル海寺				
個人情報ファイル等の名称	宅地造成に関する工事の許可	宅地造成に関する工事の許可		
実施機関の名称	千葉県知事			
個人情報ファイル等が利用に供さ		7.h = r		
れる事務をつかさどる組織の名称	海四工不事務所、夷隣工不事を	海匝土木事務所、夷隅土木事務所		
個人情報ファイル等の利用目的	宅地造成等規制法の適正な施行	行のため		
記録項目	1氏名、2住所	1氏名、2住所		
記録範囲	宅地造成に関する工事の許可申請者			
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの申請			
要配慮個人情報が含まれるとき	A+41.			
は、その旨	含まない			
記録情報の経常的提供先	なし			
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部署	審査情報課)		
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階			
訂正及び利用停止に関する他の法	  なし			
令の規定による特別の手続等	4 C			
個人情報ファイル等の種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項又は施行条 例施行規則第2条第7項に該 当するファイル ☑有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファ イル)		
行政機関等匿名加工情報の提案の				
募集をする個人情報ファイルであ	非該当			
る旨				
行政機関等匿名加工情報の提案を				
受ける組織の名称及び所在地	_			
行政機関等匿名加工情報の概要				
作成された行政機関等匿名加工情				
報に関する提案を受ける組織の名	_			
称及び所在地				
作成された行政機関等匿名加工情				
報に関する提案をすることができ	_			
る期間				
備考	_			

個人情報フアイル溥寺			
個人情報ファイル等の名称	宅地開発事業に関する工事の	設計の確認	
実施機関の名称	千葉県知事		
	県土整備部都市整備局宅地安全	全課、印旛土木事務所、成	
個人情報ファイル等が利用に供さ	田土木事務所、香取土木事務院	所、海匝土木事務所、山武	
れる事務をつかさどる組織の名称	土木事務所、長生土木事務所、	,夷隅土木事務所、安房土	
	木事務所、君津土木事務所		
個人情報ファイル等の利用目的	宅地開発事業の基準に関する条例の適正な施行のため		
記録項目	1氏名、2住所		
記録範囲	宅地開発事業に関する工事の	設計の確認申請者	
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの申請		
要配慮個人情報が含まれるとき	<b>今またい</b>		
は、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	なし	なし	
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)		
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階		
訂正及び利用停止に関する他の法	4-1		
令の規定による特別の手続等	なし		
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	│ │ □法第60条第2項第2号	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	ロ広第60米第2項第2号	
個人情報 ファイル 中の程列	例施行規則第2条第7項に該	イル)	
	当するファイル	1 10)	
	☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	非該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を	_		
受ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		

個人情報ノブイル海寺	T		
個人情報ファイル等の名称	開発許可等		
実施機関の名称	千葉県知事		
	県土整備部都市整備局宅地安全	全課、印旛土木事務所、成	
個人情報ファイル等が利用に供さ	田土木事務所、香取土木事務	听、海匝土木事務所、山武	
れる事務をつかさどる組織の名称	土木事務所、長生土木事務所、	、夷隅土木事務所、安房土	
	木事務所、君津土木事務所		
個人情報ファイル等の利用目的	都市計画法の適正な施行のため		
記録項目	1氏名、2住所		
記録範囲	開発許可等の申請者		
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの申請		
要配慮個人情報が含まれるとき			
は、その旨	ロゥない,		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)		
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階		
訂正及び利用停止に関する他の法	<i>†</i> >1		
令の規定による特別の手続等	なし		
	☑法第60条第2項第1号		
	(電算処理ファイル)	│ │ □法第60条第2項第2号	
   個人情報ファイル等の種別	政令第21条第7項又は施行条	(マニュアル処理ファ	
個人情報 ファイル 中の程列	例施行規則第2条第7項に該	イル)	
	当するファイル		
	☑有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の			
募集をする個人情報ファイルであ	非該当		
る旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を			
受ける組織の名称及び所在地	_		
行政機関等匿名加工情報の概要	_		
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案を受ける組織の名	_		
称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情			
報に関する提案をすることができ	_		
る期間			
備考	_		

旧人情報ファイル等寺	原立や地で記点			
個人情報ファイル等の名称	優良宅地の認定			
実施機関の名称		千葉県知事		
	県土整備部都市整備局宅地安全	全課、印旛土木事務所、成		
個人情報ファイル等が利用に供さ	田土木事務所、香取土木事務院	听、海匝土木事務所、山武		
れる事務をつかさどる組織の名称	土木事務所、長生土木事務所、	、夷隅土木事務所、安房土		
	木事務所、君津土木事務所			
個人情報ファイル等の利用目的	租税特別措置法の適正な施行のため			
記録項目	1氏名、2住所			
記録範囲	優良宅地の認定申請者			
記録情報の収集方法	本人(代理人)からの申請			
要配慮個人情報が含まれるとき	A++1			
は、その旨	含まない			
記録情報の経常的提供先	なし			
開示請求等を受理する組織の名称	(名 称)総合窓口(総務部審査情報課)			
及び所在地	(所在地) 千葉市中央区市場町1-1 南庁舎1階			
訂正及び利用停止に関する他の法	<i>t</i> >1			
令の規定による特別の手続等	なし			
	☑法第60条第2項第1号			
	(電算処理ファイル)			
	政令第21条第7項又は施行条	□法第60条第2項第2号		
個人情報ファイル等の種別 	例施行規則第2条第7項に該	(マニュアル処理ファ		
	当するファイル	イル)		
	☑有 □無			
行政機関等匿名加工情報の提案の				
募集をする個人情報ファイルであ	非該当			
る旨				
行政機関等匿名加工情報の提案を				
受ける組織の名称及び所在地				
行政機関等匿名加工情報の概要	_			
作成された行政機関等匿名加工情				
報に関する提案を受ける組織の名	_			
称及び所在地				
作成された行政機関等匿名加工情				
報に関する提案をすることができ	_			
る期間				
備考	_			
L				